

島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(火災防護)

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別, 目録番号	図書名称	該当頁					
1	2021/12/10	NS2-基-011	基本設計方針	基本設計方針に関する説明資料【第11条 火災による損傷の防止】【第52条 火災による損傷の防止】	P.7	設置許可と設工認の資料構成の違いを踏まえ、「火災防護上重要な機器等」と「原子炉の高温停止及び低温停止…」の記載について説明すること。	2022/4/7	前段で火災防護上重要な機器等の読み替えを行っていることを踏まえ修正しました。また、合わせて「火災防護上重要な機器等」及び「原子炉の安全停止に必要な機器」等の記載にばらつきがあった箇所についても、全体的に整合を図りました。	NS2-基-011改01「基本設計方針に関する説明資料【第11条 火災による損傷の防止】【第52条 火災による損傷の防止】」 P.7,95,109,191,216,217,221 NS2-添1-030改01「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」 P.4,79,80,86,92,93,104,113,117,118,124,125,126,179,180,182,183,184,187 NS2-補-014改01「工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)」P.補-1-3-2,補-2-1-2,補-2-3-2,補-4-1-2,補-4-1-4,補-4-1-5,補-4-2-14,補-4-2-15,補-4-3-2,補-4-4-1,補-4-4-4,補-4-6-2,補-4-6-5,補-4-6-23,補-4-6-28,補-4-6-29,補-4-6-33(通し頁) P.8,11,14,31,33,34,49,50,53,86,89,106,109,127,132,133,137)	
2	2021/12/10	NS2-基-011	基本設計方針	基本設計方針に関する説明資料【第11条 火災による損傷の防止】【第52条 火災による損傷の防止】	P.12	「壁等の設置又は離隔」の記載について説明すること。	2022/4/7	「壁等の設置又は離隔」を「壁等の設置及び離隔」に修正しました。	NS2-基-011改01「基本設計方針に関する説明資料【第11条 火災による損傷の防止】【第52条 火災による損傷の防止】」P.12,136,193 NS2-添1-030改01「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」P.50	
3	2021/12/14	NS2-添1-030(比)	比較表(VI-1-1-8)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	P.11	法令の解釈、ガイドの記載方法について説明すること。	2022/4/7	法令の解釈、ガイド等の年月日を制定日に修正しました。	NS2-添1-030改01「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」 P.1,10,62 NS2-補-014改01「工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)」P.補-4-6-5(通し頁P.109)	
4	2021/12/14	NS2-添1-030(比)	比較表(VI-1-1-8)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	P.53	水素ガスポンベの運用について説明すること。	2022/4/7	ポンベ使用時に作業員がポンベ元弁を開とし、通常時は元弁を閉とする運用を記載しました。	NS2-添1-030改01「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」P.52	
5	2021/12/14	NS2-添1-030	施設共通説明書(VI-1-1-8)	VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	P.105	表5-4の「全域ガス消火設備の消火剤量」について、開口部を考慮することを説明すること。	2022/4/7	全域ガス消火設備の消火剤量に「開口補償を見込む」を追加しました。	NS2-添1-030改01「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」P.105	
6	2021/12/14	NS2-添1-030(比)	比較表(VI-1-1-8)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書)	P.87	「常用系機器のみを設置するエリア」の設計方針について、補足説明資料を用いて説明すること。	2022/4/7	「常用系機器のみを設置するエリア」における火災感知器の設計方針を、補足説明資料に追加しました。	NS2-添1-030改01「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」P.80 NS2-補-014改01「工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)」P.補-3-10-1~補-3-10-9(通し頁P.20~28)	
7	2021/12/10	NS2-基-011	基本設計方針	基本設計方針に関する説明資料【第11条 火災による損傷の防止】【第52条 火災による損傷の防止】	P.32,35	「原則」の記載要否について説明すること。	2022/4/7	主要な構造材及び建物内装材に「原則」を追加しました。	NS2-基-011改01「基本設計方針に関する説明資料【第11条 火災による損傷の防止】【第52条 火災による損傷の防止】」 P.32,35,148,196,197	

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別, 目録番号	図書名称	該当頁					
8	2021/12/10	NS2-基-011	基本設計方針	基本設計方針に関する説明資料【第11条 火災による損傷の防止】【第52条 火災による損傷の防止】	P.223	「地下埋設構造」と「煙が大気に放出されること」の関係について説明すること。	2022/4/7	マンホール等から煙が大気に放出されることとの関係を追記しました。	NS2-基-011改01「基本設計方針に関する説明資料【第11条 火災による損傷の防止】【第52条 火災による損傷の防止】」P.116.223 NS2-添1-030改01「VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」P.127	
9	2023/2/16	NS2-他-071改10	その他	補足説明(島根原子力発電所第2号機 工事計画認可申請(補正)に係る論点整理について[プラント関係])	P.23	光電アナログ式分離型感知器の設置の考え方について説明すること。(その他感知器含む)	本日回答	消防法施行規則第23条第4項に適用されないエリアに設置される感知器として、光電アナログ式分離型及び煙吸引式検出設備について、設置の考え方を追記しました。	NS2-補-014改03「工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護施設)」P.補-3-7-13,18,184~187	

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(火災防護)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
No.1～22までは、NS2-他-095改01で整理済みのため省略。						
23	NS2-補-014改03	工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護施設)	P.補-3-7-8	記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)定められる作動式分布型感知器の2種相当の感知性能を有している (新)定められる <u>光電式スポット型感知器</u> と同等の感知性能を有している	2023/2/28	
24	NS2-補-014改03	工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護施設)	P.補-3-7-14	記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)消防法施行規則第23条第4項第3号口の規定により, (新)消防法施行規則第23条第4項第 <u>7号ハ</u> の規定により,	2023/2/28	
25	NS2-補-014改03	工事計画に係る補足説明資料(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護施設)	P.補-3-7-181	記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)各火災区域の設置個数を表2に示す。また、各火災区域の配置を次頁に示す。 (新)設置個数を表2に示す。また、感知器の配置を図1及び図2に示す。	2023/2/28	